Page 1 of 6

Model No.BB-HCA11

Issue 1 - 2

仕 様 書

Rev. No. 1.1

日付: 2010年7月1日

品名: 天井埋込金具____

品番: BB-HCA11

パナソニック システムネットワークス株式会社 セキュリティビジネスユニット 福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号

Issue 1 – 1

1. 適用

本仕様書は、当社ネットワークカメラ BB-HCM705/BB-HCM701 に対応した別売りオプションの 天井埋込金具 BB-HCA11 について記載する。

2. 特徴

本製品は、対応する当社ネットワークカメラの天井埋め込み金具であり、設置場所の雰囲気や 用途に合わせて、天井よりレンズ部のみを突出させる設置を可能とする製品である。 主な特徴は以下のとおり。

・対応機種 ・・・・ BB-HCM705 / BB-HCM701

(当社その他のネットワークカメラには対応しておりません。)

・簡単設置 ・・・・・ 型紙に合わせて天井に穴を空け、アンカーボルトを設置します。

その後、本製品である天井埋め込み金具を設置することで、容易に

BB-HCM705/BB-HCM701 を取付けられます。

外形寸法と質量

項目	仕 様		
寸法(幅、高さ、奥行き)	約 204mm × 77.5mm × 204mm (詳細は項目 4 に記載)		
質量	約 635g		

3. 環境条件

[温度と湿度条件]

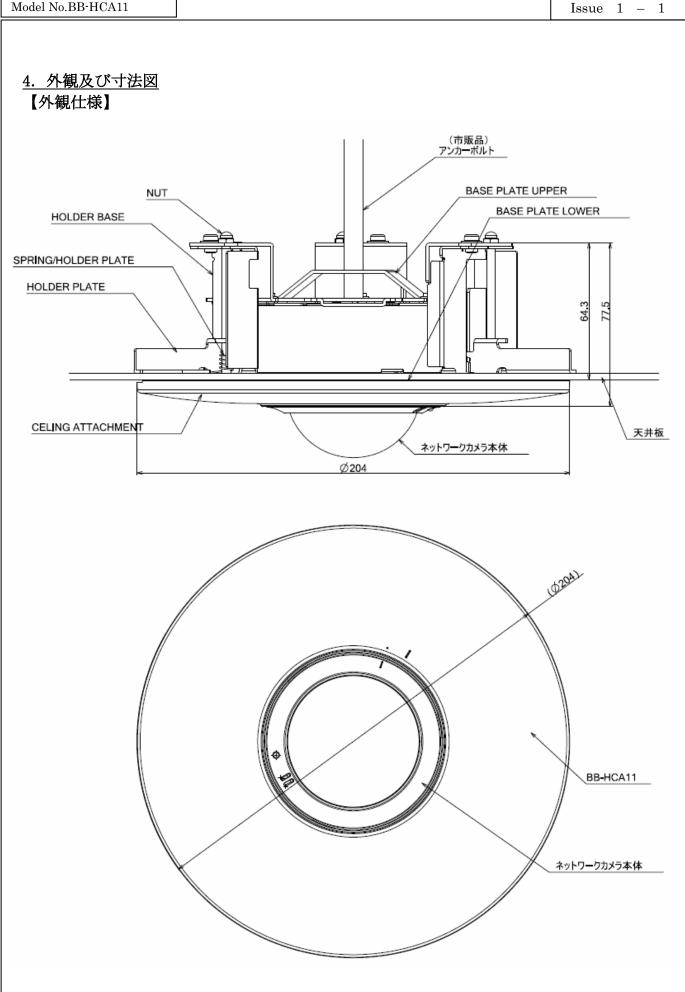
対応するネットワークカメラ(BB-HCM705/BB-HCM701)本体の条件に従ってください。

[設置上の注意事項]

- 1) 本製品をBB-HCM705/BB-HCM701以外で使用しないで下さい。
- 2) 天井裏の空間が80mm以上あるところでご使用下さい。
- 3) 天井板の厚さは40mmまで取り付けが可能です。
- 4) SDメモリーカード、SDHCメモリーカードは、カメラを取り付ける前に挿入しておいて下さい。
- 5) 本製品は屋内専用です。屋外での使用はご遠慮ください。機器の故障の原因となります。

Page 3 of 6

Model No.BB-HCA11



Page 4 of 6

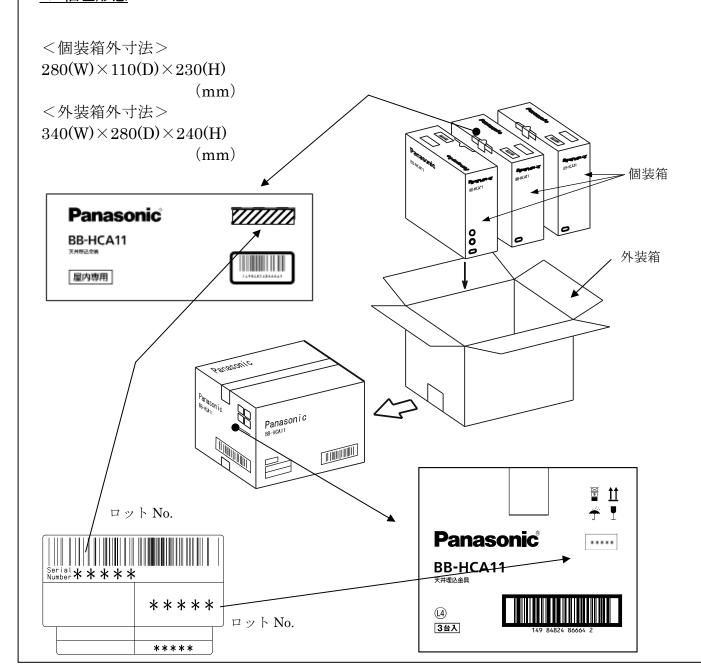
Issue 1 – 1

Model No.BB-HCA11

5. 付属品

No.	部品名	員数	品番・備考
1	取付説明書	1	
2	天井取付カバー	1	
3	型紙	1	天井穴あけ用
4	安全ワイヤー	1	本体落下防止用
5	ねじA	1	安全ワイヤーと天井取付用
6	ねじC	1	本体と安全ワイヤー取付用
7	ねじD	3	本体とネットワークカメラ取付用
8	ワッシャー	1	安全ワイヤーと天井用
9	ほこり防止シート	1	

6. 梱包形態



Page 5 of 6

Model No.BB-HCA11

Issue 1 – 2

7. 保管上の注意

以下の環境および条件で保管されますと、性能劣化や外観劣化等に影響する恐れが有りますので、 下記の環境での保管は避けてください。

- ① 直射日光の当たる場所での保管。
- ② 常温以外での保管。

8. 環境保護について

本品の環境保護に関連する情報はホームページにて公開しております。 参照 URL(2010 年 7 月現在): http://panasonic.co.jp/sn/psn/eco/

9. 関係規格

[安全規格]

・なし

[不要輻射規格]

・なし

[通信規格]

・なし

Page 6 of 6

Model No.BB-HCA11

Issue 1 - 1

10. 「輸出貿易管理令」に基づく該非判定結果

該非判定(輸出令別表第1)

項	判定	判定区分			
番			項 番		
1	□該 当	□自己判定 □その他	項番:項		
5		()			
15 項	□非該当	□自己判定 □その他	項番: 項 項番: 項		
		()			
		□CISTEC公表リスト (掲載頁:年月号総集編、頁)			
	■ 対象外 ■自己判定				
	□その他	□専用設計品	(注) 貴社の仕様に基づき設計された専用品です ので、貴社にて該非判定をお願い致します。		
	□該当	□自己判定 □その他	項番:16項(省令、第14条の2第号_)		
16		()			
項	□ 非該当	□自己判定 □その他	項番:16項()		
		()			
	■ 対象外	■自己判定			

- (参考)・9項01番(省令第8条第一号、第二号) 「電気通信(伝送通信装置)」
 - ・9項07番(省令第8条第九号) 「情報セキュリティ(暗号装置)」
 - ・10項04番(省令第9条)「高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ、若しくはストリークカメラ、若しくは電子式のカメラ、又はこれらの部分品」
- (注) 法令が変更になることがありますので、輸出の際はご確認下さい。